

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	
○福島県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条第四項の証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則	一八二
○福島県食品表示法第八条第四項の証明書の様式を定める規則	一八三
告示	
○公印を新調しその使用を開始する件	一八三
○公印を改刻しその使用を開始する件	一八三
○道路の区域を変更する件三件	一八四
○道路の供用を開始する件三件	一八五
公告	
○河川整備計画を変更した件	一八五
福島県教育委員会	
○福島県指定重要民俗無形文化財として指定する件	一八五

規 則

福島県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条第四項の証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則及び福島県食品表示法第八条第四項の証明書の様式を定める規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十一号

福島県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条第四項の証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

福島県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条第四項の証明書の様式を定める規則（平成十三年福島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

別記様式中「9センチメートル」を「9.1センチメートル」に、「6.5センチメートル」を「6.4センチメートル」に、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に、「従事」を「及び質問を」に改め、同様式備考中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条第四項の証明書の様式を定める規則別記様式による身分証明書は、改正後の福島県農林物資の規格化等に関する法律第二十条第四項の証明書の様式を定める規則別記様式による身分証明書とみなす。

（環境保全農業課）

福島県規則第五十二号

福島県食品表示法第八条第四項の証明書の様式を定める規則

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第四項の証明書は、別記様式による。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

別記様式

← 9.1センチメートル →

↑ 6.4センチメートル ↓

写
真

押
印

第 号

身分証明書

所 属 職 氏 名

年 月 日 生

上 記 の 者 は 、 食 品 表 示 法 第 8 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ る 立 入 と

1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ る 職 員 で あ る こ と

査 及 び 質 問 を す る 職 員 で あ る こ と

証 明 す る 。

年 月 日

福 島 県 知 事 印

備考 裏面に「食品表示法（抄）」として、同法第8条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第21条（第2号を除く。）の規定を記載すること。

告 示

福島県告示第二百二十八号

公印を次のように新調し、平成二十七年四月一日その使用を開始する。
平成二十七年三月三十一日

職印

福島県知事 内堀雅雄

（環境保全農業課）

番号	公印の名称	印影	公印管理者
17の8	福島県風評・風化対策監印		総務部知事公室広報課長
15	福島県危機管理監印		危機管理部危機管理総室危機管理課長
10の7	福島県知事印（福島県ハイテクプラザ用）		福島県ハイテクプラザ所長

福島県告示第二百二十九号

公印を次のように改刻し、平成二十七年四月一日その使用を開始する。
平成二十七年三月三十一日

（文書法務課）

職印

福島県知事 内堀 雅 雄

番号	10の7	15の2
公印の名称	福島県知事印(福島県南建設事務所)	福島県部長印
印影		
公印管理者	福島県南建設事務所 長	総務部文書管財総室文書法務課長

(文書法務課)

福島県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道本宮常葉線	本宮市白岩字岩ノ入三 一四番二地先から 同 市白岩字岩ノ入一 九番一地先まで	変更前 変更後	七・五 三五・二	三七二・八 三七二・八

(道路計画課)

福島県告示第百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道会津若松三島線	大沼郡三島町大字大谷 字滝和合二九〇七番一 地先から 同 郡同 町大字宮下 字上ノ山二九六五番二 地先まで	変更前 変更後	A 六・五 九四・〇 B 一〇・二 六七・〇	一、一〇五・〇 一、一〇五・〇 九三七・〇

(道路計画課)

福島県告示第百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道会津坂下会津本郷線	会津若松市北会津町東 坂下会津 麻生字宮田八番一 地先から	変更前	一三・〇 一四・五	一、四五三・五

同 野字柳原二番一地先 まで	市北会津町松 変更後	九・二・ 一五・〇	一、四五三・五
----------------------	---------------	--------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道本宮常葉線	本宮市白岩字岩ノ入三一四番二地 先から 同 市白岩字岩ノ入一九番一地先 まで	平成二十七年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津坂下会津本郷線	会津若松市市北会津町東麻生字宮田 八番一地先から 同 市北会津町松野字柳原二 番一地先まで	平成二十七年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道猪苗代塩川線	河沼郡湯川村大字浜崎字浜崎新田 二六三三番一地先から 喜多方市塩川町東栄町五丁目二番 一四地先まで	平成二十七年三月三十一日

(道路計画課)

公 告

公告第七十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により、只見川圏域河川整備計画を変更した。

この変更に係る関係書類を福島県土木部河川計画課、福島県会津若松建設事務所、喜多方建設事務所及び南会津建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

河川整備計画の名称 一級河川阿賀野川水系只見川圏域河川整備計画
(河川計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第二号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第十八条第一項の規定により、福島県指定重要無形民俗文化財として、次のとおり指定する。
平成二十七年三月三十一日

福島県教育委員会

名 称	所 在 の 場 所	保 護 団 体
-----	-----------	---------

村上の田植踊

南相馬市小高区村上地区

村上の田植踊保存会

(文化財課)